

清流荒川サーモンフィッシング調査規則

荒川サケ有効利用調査委員会

1. 鮭釣獲調査(以下、調査という)参加者は調査開始および終了後に必ず管理棟に於いて手続きを行う。
※ 調査開始前に本人確認ができる身分証明書(運転免許証、健康保険証等)の提示、誓約書の提出をお願いいたします。県の特別採捕許可証(委員会預り)と照合の上、調査参加が可能となります。また調査を終了後、調査報告書(釣捕報告カード)に必要事項を記入したうえ管理棟で係員に提出していただきます。魚体数と報告書の確認をいたします。
2. 調査の実施にあたっては、腕章(番号表示布)及びライフジャケットを必ず身につけ、監視員から確認できる箇所に正しく着用する。
3. 調査区間は、花立頭首工の下流 300mまでの禁漁区域を除く下流から日本海沿岸高速道路橋までとする。
4. 調査に使用する釣具は、餌、ルアー、フライの三種類、フックはシングルフック2本までとし、竿は一人一本とする。但し、予備竿の持ち込みは認める。
5. 1日の捕獲できる尾数に制限はないが、調査参加者1人につきオス鮭の持ち帰り尾数は5尾までとし、メス鮭は生かした状態で、逃げないよう紐で縛り監視車が回収に行くまで回遊させておく。メス鮭のキャッチ・アンド・リリースを禁じます。尚、お持ち帰りの鮭及びクーラーボックスを確認させていただきます。
6. 清流荒川は3年連続水質日本一、さらに名水百選に選ばれた一級河川です。煙草の吸殻やゴミ、釣具(テグス・フック等を含む一切の釣具)の放棄は絶対にしてはなりません。必ず管理棟の所定箇所に捨てるか、持ち帰っていただきます。
7. 調査にあたって参加者同士、互いにルールとマナーを守り場所の独占や迷惑行為を禁ずる。飲酒、河原での煮炊き、魚を捌く行為を禁止する。また、指定区域外での釣獲を禁止すると共に、採卵事業を妨げる行為(組合員の網に触ることなど)を禁止します。仕掛けが網に引っかかった場合は網には触らず、自分の仕掛けを切って下さい。また、組合員も同時に操業していますので周知願います。
8. 車両駐車場は指定場所のみとし、独占は禁止する。区域内に市営ゴルフ場があり駐車に際しては監視員の指示に従う。指定場所以外での損害(ゴルフ球があたる等)が発生しても委員会での責任は負わない。
9. 調査区域内は、水の流れの速さ、深さ等、変化が激しく危険です。十分に注意して下さい。また、上流での降雨で増水の危険性がある場合は放送や、監視員の指示に従い速やかに退去して下さい。
10. 区域内に於ける全ての事故(水難・交通・転落等を含む)について、荒川サケ有効利用調査委員会は賠償責任を負いません。あくまでも、調査に参加されるご本人で管理して下さい。
11. 調査中は、監視員が巡回しております。釣り方等で不明な点は、お気軽に声をかけてご相談ください。また、指示には必ず従って下さい。
12. 応募者は、委員会に対し応募者が以下の各号のいずれにも該当する者(以下「反社会的勢力」という。)ではないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを応募の際に確約するものとする。
 - (1)暴力団員
 - (2)暴力団準構成員
 - (3)暴力団関係企業、株主としての権利行使を濫用することで会社等から不当に金品を収受又は要求する組織、詐欺若しくは脅迫目的で利得行為に及ぶ集団若しくは特殊知能暴力集団等に属し、又はその活動に従事する者。
13. 委員会は、調査員が第 12 項に定める反社会的勢力に該当する者と判明した場合、催告その他の手続きを要することなく、調査員たる資格を直ちに剥奪するものとする。
14. 調査規則の違反行為があった場合は、即時調査を中止させ承認を取り消すと共に、次年度以降の参加を拒否することとなります。その際、参加料は返金いたしません。

以上

誓約書

私は、荒川サケ有効利用調査の採捕従事者として、規則等を遵守し、本調査の目的を達成するため、この釣獲調査を行うことを誓います。

令和 5 年 月 日

ユーザーIDNo.

※ ボールペンでの記入をお願いします。

※ 氏名は自署願います。

(フリガナ)

住所

氏名

印

電話番号 自宅: - -

携帯電話: - -

※ 記入していただいた個人情報厳重に管理し、釣獲調査以外の目的では使用いたしません。緊急連絡先: - -

※ この誓約書は、複数日参加される方は初日のみ提出して下さい。参加される全調査日に適用となります。

ただし、グループ内での予約などで、ユーザーIDNo.が変わる場合、管理の都合上再度提出願います。

※ 切り取らずにA4サイズのままご持参下さい。